

## ふるさと蒲郡応援寄附金デジタル商品券加盟店募集要項

### 1 概要と目的

ふるさと納税制度による本市へのふるさと納税促進と「蒲郡市」の魅力や市内店舗等のPR、商品等の販売促進及び市内経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をされた方へふるさと蒲郡応援寄附金デジタル商品券（以下「デジタル商品券」とします。）を付与する取組を行います。

そこで、本取組にご参加いただき、デジタル商品券を取り扱う事業者（個人を含みます。以下「加盟店」とします。）を募集します。

なお、デジタル商品券とは、ふるさと納税ポータルサイト等を通じて寄附された市外在住の方にふるさと納税の返礼品として付与される電子ポイントであり、スマートフォンやタブレット端末を使用して本市が定めた蒲郡市内（以下「市内」とします。）の加盟店での食事、宿泊、レジャー、買い物等の支払いに利用できるものです。

### 2 加盟店のメリット

(1) 新規利用者の開拓につながります。

市内飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店等が対象となるため、観光客が訪れるきっかけになります。

(2) 返礼品提供事業者でなくとも参加できます。

加盟店自身でお礼の品を発送すること等が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品の提供事業者になれなかった飲食店や物品販売店等が加盟店としてふるさと納税制度を活用できるようになります。

### 3 デジタル商品券の種類

(1) チョイス Pay （ポータルサイト：ふるさとチョイス）

(2) PayPay 商品券 （ポータルサイト：さとふる）

(3) ふるさと応援納税

### 4 加盟店の対象となる事業者

次の(1)～(4)の全てに当てはまる事業者※1

(1) 市内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、店舗のいずれかを有すること

(2) 次のいずれかに該当する事業者であること

① 蒲郡市の地場産品を取り扱う店舗等

② 自店舗で調理加工した飲食物を提供する店舗等

③ 自店舗で製造加工した商品を提供する店舗等

④ 「宿泊施設」「体験施設」「理容・美容店」「エステティックサロン」など

サービスを提供する店舗等

- ⑤ 上記①～④のほか総務省が定める「地場産品基準」に定める商品・サービス等を取り扱う店舗等
- (3) 次のいずれかに該当する事業者であること
- ① 同一店舗内で地場産品と対象外の商品を販売・提供していない事業者
  - ② 同一店舗内で地場産品と対象外の商品を販売・提供している場合、地場産品のみを取扱う決済窓口を用意するなど明確に区分し、運用できる事業者
- (4) 次に掲げる条件に**該当しない**事業者であること※2
- ① 本事業を円滑に遂行する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
  - ② 直近3か年において、市税を滞納している者
  - ③ 事業者申込書提出時点において、蒲郡市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けている者
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続きの開始申し立てをしているもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きの開始の申し立てをしている者
  - ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びその他利益となる活動を行うもの並びに蒲郡市暴力団排除条例(平成24年蒲郡市条例第20号)第6条第1項に該当する場合
  - ⑥ 全国共通のサービスを提供する店舗(フランチャイズ、チェーン店等)
  - ⑦ 処方箋薬局、ガソリンスタンドなど税法が関係する商品を扱う店舗

※1 PayPay 商品券の取扱いをする場合、4(1)～(4)に加え PayPay 株式会社との契約が完了しており、PayPay の加盟店であることが条件となります。

※2 加盟店となった後に4(4)①～⑦に該当することが判明した場合、加盟店としての資格を喪失したものとします。

## 5 個人情報の保護

- (1) 加盟店は、この事業による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令等を遵守しなければなりません。
- (2) 寄附者の個人情報は、デジタル商品券利用に関する事務以外の目的に使用することはできません。

## 6 募集期間

随時募集します。

## 7 申し込み方法

次に掲げるものを蒲郡市産業振興部産業政策課へ提出してください。

(1) ふるさと蒲郡応援寄附金デジタル商品券加盟店申込書

(2) 納税状況確認同意書及び誓約書

※ こちらは署名又は記名押印が必要です。

チョイス Pay への加盟を申し込みされる方は、(3)(4)もご提出ください。

(3) ふるさと蒲郡応援寄附金デジタル商品券事業者登録シート

(4) 店舗写真の画像データ（店舗や代表的な商品・サービスの写真の画像データ1枚あたり2MB以下 5枚まで。ポータルサイト等に掲載する場合があります。）

## 8 選定委員会について

ふるさと蒲郡応援寄附金返礼品提供事業者選定委員会（以下「選定委員会」とします。）が、提出された書類等を基に、加盟店として適切であるか、提供するサービスが返礼品として適当であるかを総合的に判断し、選定します（事業者の出席は、必要ありません）。

選定された事業者に対しては、その結果を通知するとともに、市または市委託事業者から販促物等が送付されます。

## 9 選定結果の公表について

報道機関等への公表を行うことがありますので、ご了承ください。

## 10 加盟店の責務

(1) 積極的に市のPRを行い、シティセールス活動に努めていただきます。

(2) 加盟店は、対象商品・サービスの品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、万が一対象商品・サービスが原因で寄附者に損害を与えた場合は、加盟店がその賠償の責任を負うこととなります。

(3) 市は、加盟店として登録された事業者又は対象商品・サービスが本要項に定める要件に適合しなくなったと認める場合は、その登録を取り消すことがあります。

(4) 市は、申し込み内容に虚偽があった場合若しくは市に損害を及ぼす行為があった場合は登録を取り消します。

(6) 選定後、年度の途中において対象商品・サービスの提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合には、遅滞なく蒲郡市産業振興部産業政策課へ連絡してください。

(7) その他、加盟店規約（チョイス Pay のみ）を遵守してください。

## 11 その他

- (1) 登録時期については申請した翌月以降となります。また、登録完了までには数カ月程度かかる見込みです。ご了承ください。
- (2) 本要項に加えチョイス Pay 概要、PayPay 商品券概要、ふるさと応援納税概要を併せてご確認ください。
- (3) 募集期間中において、総務省が定める地場産品基準について改正がなされた場合は、その基準に満たない加盟店については加盟店としての資格を喪失する場合がありますので、ご承知おきください。

問い合わせ先（申込資料提出先）

蒲郡市 産業振興部 産業政策課

〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号

電 話 0533-66-1118

メール [furusato@city.gamagori.lg.jp](mailto:furusato@city.gamagori.lg.jp)